

抱樸が考える 更生支援における居住支援の課題について 2022年3月

NPO法人 抱樸

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

一般社団法人 日本伴走型支援協会

一般社団法人 日常生活支援住居施設全国協議会

東八幡キリスト教会

代表 奥田知志

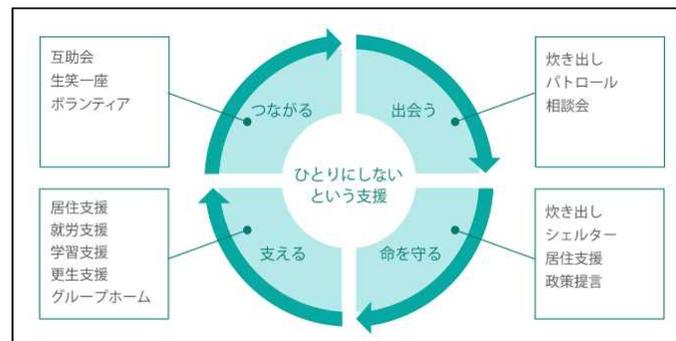


■抱樸の活動



社会に居場所がない。困っているのに、「助けて」と言える誰かがいない。生きることに疲れ果て、自分が困っていることにさえ気づけない。— 私たちの周りには、見えるところにも、そして見えないところにも、多くの孤立と困窮の現実があります。

私たちは、誰も取り残されない社会をつくりたい。誰もがありのままの状態を受け入れられる社会をつくりたい。「自己責任」と、家族の役割ばかりが大きくなっていく風潮の中で、何の心配もせずに「助けて」と言える社会をつくりたい。32年の活動を通して、ホームレスの数は減少しました。路上で生活する人が減っても、見えない貧困は増えています「ネットカフェ難民」という言葉に象徴されるような、見えづらくなった貧困。そして、本当に困ってしまったときに頼れる他者がいないという社会的な孤立。貧困、格差、そして孤立はもはや常態化しています。もし、いざと言うときに頼れる人が誰も思い浮かばなかったら、あなたも「家のあるホームレス」かもしれません。私たちはそんな社会をどうしても変えたい。北九州から日本中に、誰も孤立しない社会を広げます。



抱樸における刑余者受入れ状況

1 抱樸館北九州(定員30名)

- 対象者 2名
- 主な相談ルート ・定着支援センター

2 プラザ

(1)日常生活支援住居施設(定員20名)

- 対象者 3名
- 主な相談ルート ・定着支援センター・他機関(更生保護施設、自立準備ホーム)
- 累計3名

(2)障害グループホーム(定員12名)

- 対象者 3名 ※加算対象
- 主な相談ルート ・定着支援センター・他機関(更生保護施設)・巡回相談・自立支援センター

(3)支援付き住宅(定員55名)

- 対象者 7名
- 主な相談ルート ・定着支援センター・自立支援センター・多機能型事業所・他機関(障がいグループホーム等)

3 自立支援センター(定員40名)※現在入所者総数14名

- 対象者 6名
- 主な相談ルート ・巡回相談・他機関(保護課、保護観察所)・定着支援センター

※2022年1月時点での刑余者受入れ状況
※刑余者の定義が統一されていないため、前科前歴のある対象者を計上

主なケースの紹介

【ケース①】(日常支援住居施設)

- ・90代 男性
- ・現住建造物等放火 懲役10年
- ・累犯11入(※いずれも放火)
- ・館入居後5年経過 デイサービス利用中

主なケースの紹介

【ケース②】(日常生活支援住居施設)

- ・70代 男性
- ・殺人 懲役10年以上 初犯
- ・刑務所出所後、自力で北九州に戻り、福祉事務所へ相談。
その後、更生保護施設入所を経て抱樸館入所

主なケースの紹介

【ケース③】(グループホーム)

- ・40代 男性
- ・窃盗 懲役1年8月
- ・初犯1入
- ・身体(4級)・精神(2級)・療育(B2)手帳所持
- ・更生保護施設⇒自立支援センターを經由してグループホーム入居
- ・抱樸内の障がい作業所に通所中

主なケースの紹介

【ケース④】(グループホーム)

- ・50代 男性
- ・覚せい剤取締法違反 初犯1入
- ・知的障がい(療育B2手帳所持)
- ・更生保護施設を經由してグループホーム入居
- ・抱樸内の障がい作業所に通所中

主なケースの紹介

【ケース⑤】(グループホーム)

- ・60代 男性 特別調整対象者
- ・住居侵入、窃盗 懲役3年
- ・準初犯7入
- ・統合失調症 精神障がい者手帳(3級)所持
- ・過去に自立支援センター入所歴あり
- ・更生保護施設を經由してグループホーム入居
- ・抱樸内の障がい作業所に通所中

主なケースの紹介

【ケース⑥】(支援付き住宅)

- ・70代 男性 特別調整対象者
- ・覚せい剤取締法違反 懲役3年
- ・累犯9入
- ・更生保護施設を經由してプラザ入居

主なケースの紹介

【ケース⑦】(支援付き住宅)

- ・50代 男性 入口支援ケース(他県定着からの相談)
- ・現住建造物等放火未遂、公務執行妨害、器物損壊
⇒簡易鑑定の結果、不起訴
- ・前科4犯(罰金刑、執行猶予等)
- ・前歴5件(強姦致傷、窃盗、暴行等)
- ・現在症 パーソナリティー障害、軽度知的障害、統合失調症
- ・措置入院多数
- ・他県医療機関⇒自立準備ホームを經由してプラザ(日住)入居

主なケースの紹介

【ケース⑧】(支援付き住宅)

- ・60代 男性
- ・常習累犯窃盗 懲役3年
- ・累犯5入
- ・現在症 狭心症、慢性腎不全 ⇒医療ニーズ高
- ・療育手帳(B2)所持 ギャンブルに課題あり
- ・自立支援センターを經由してプラザ入居



居住を支援すること

①住居を失うとはどういうことか

第一「生存的危機」

第二「社会的危機」

あらゆる行政手続等困難

住民基本台帳に基づく「現住所地」での申請

就職困難

社会活動制限

第三「关系的危機」

社会的孤立が進む

一定の所に暮らす⇨社会参加の前提

住居地を起点に人間関係構築・社会的信頼獲得

居住支援は総合的かつ包括的

居住(きょじゅう)とは、一定の住まいを定め、
そこに住んで自分たちの生活を営むこと。

そこに家族の生活の拠点を定めて、
寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、
生活をしていくこと。

※住宅(ハコ)のみを指す概念ではない。

(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より)

居住支援 ➡ 総合的包括的支援

抱樸の居住支援のポイント

①ハウスレス・ホームレス

2つの視点をもつこと

- ハウスレス（経済的困窮）とホームレス（社会的孤立）の2つの視点を持ち、経済的困窮への対応に加え、社会参加や人との繋がりを含めた生活の営みを確保することも含めた支援を行うことが重要。
- 住居は社会参加の入り口

②総合的な相談支援事業

- 住宅のことで困窮している人は、多くの場合住宅だけでなく、複合的な困難要因を抱えている場合が多い。このため、居住支援に関する相談支援は総合的なものである必要がある。
- 当然、自立相談だけでは対応できないことも多いので不動産事業者、物件オーナー、居住支援法人、居住支援協議会、地域（ご近所）、民生委員、地域社協などとの連携体制を構築する。

③2つの安心を支援する

- 「入居者の安心」と「大家（オーナー）の安心」をどちらも支援することが重要。
- 「入居者の安心」については、前述のとおり社会的孤立を解消することを含めた「助け手と言えるつながり」が必要であるが、これに加え、「大家（オーナー）の安心」を確保することも必要となる。
- 大家が住まいを貸す際の不安として挙げられる、家賃滞納、保証人不在、何かあった際の相談先等について丁寧に対応していくことが必要。

④債務保証

- 債務保証は居住支援法人が独自に担うことも、家賃債務保証会社と連携して行うことも可能。
- また、家賃滞納情報をいかに早く察知できるかが、居住支援においては重要。家賃滞納の原因を確認して対応していく必要がある。原因が依存症等によるものであれば金銭管理の支援等を検討したり、保護世帯の場合は、代理納付を利用することも可能。

⑤入居支援

- 地域の居住支援法人との協働が必要。
- 地域に居住支援法人がない場合、不動産事業者との連携が必要
- 不動産事業者の場合は、複数との連携体制などと構築することもよい

⑥居住支援法人との連携

- 居住支援法人は法人格ではなく認定証。全国で約500法人。
- 居住支援法人の半数は不動産事業所、半数は福祉関係団体
- 居住支援法人の役割はこの後の「④国交省「住宅セーフティーネット制度」参照
- ただし、居住支援が直接の収益構造を持っていないことは留意が必要。

⑦地域のコーディネート

- 居住支援は、社会的孤立の解消までを射程に入る。出会いから看取りまでが居住支援のステージ
- 大家の7割が高齢単身の入居に嫌悪感。死後事務等が問題。
- 地域共生社会の実現に貢献し、地域からの情報が入ったら支援に入るような体制構築も含め、共生型の地域をコーディネートしていくことが重要。



抱樸が実施する居住支援

◇抱樸の居住支援全体像◇



住宅確保困難者



一時生活支援
自立支援施設

A 住宅確保支援型



物件確保支援

B 地域居住型



B1 見守付地域住宅

地域サロン



大家(サブリース)

オリコ(保証)

抱樸(生活支援)

B2 サブリース型 支援付地域住宅

C 生活支援付 共同居住

地域サロン



24時間生活支援付
施設(地域拠点)



専門施設

属性超えた「ごちゃませ」型支援付き住宅群

- ⇒制度と非制度を組み合わせることで「断らない体制」を実現
- ⇒同一建物内に複数のスタッフが存在・相互に助け合う体制
- ⇒プラザ抱樸が大きな家族・入居者同士の助け合いと出会い

ごちゃませ型支援付き住宅

⑦介護事業所
デイサービス・訪問介護
あるいは障害A型

⑥自立援助ホーム

⑤自立準備ホーム

④日常生活支援住居施設

③障害グループホーム

②地域サロン相談窓口

①生活支援付住宅

今回新設部分

既存部分

⑦介護事業所あるいはA型作業所
(今回増設・制度)

デイ・訪問・ヘルパー・ケアマネステーション

⑥自立援助ホーム(制度増設・今後)

6室 地域交流サロン活用
児童養護施設等出身のアフターケア事業

⑤自立準備ホーム(今回増設・制度)

2室 地域交流サロン活用
刑務所出所者(生活支援付き住宅併用)

④日常生活支援住居施設(今回増設・制度)

20室 サロン1か所
常駐2名・宿直1名

③障害グループホーム(既存・制度)

2ユニット(12室) サロン2か所
支援員 5名日中常駐

②地域交流サロン相談窓口(既存・非制度)

1か所設置
地域住民と入居者の交流

①生活支援付住宅(既存・非制度)

55室
管理人常駐 相談支援員一名

①支援付き住宅モデル サブリース型支援付き居住

空き家(全国に800万戸)☞社会共有資源として活用
家族無き時代☞家族機能付き住宅
サスティナブル⇒ソーシャルビジネスモデル

サブリース型支援付住宅

① 課題のマッチングによる新しい価値(ビジネス)創造

⇒不動産オーナー・・・空き家化問題

⇒債務保証会社・・・家賃滞納事故問題

⇒生活支援NPO・・・生活支援費用の負担問題

②住宅確保

不動産「田園興産」(オーナー)からNPO抱樸がサブリース

⇒鉄筋コンクリート10階建 耐震、耐火構造

⇒3フロアー:90室借り上げ(内一部屋管理人室)

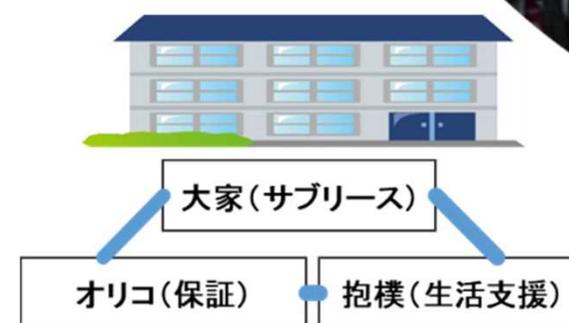
⇒管理人常駐体制 ⇒24時間相談受付(NPO)

⇒オリコの家賃見守りとオートコール活用

ロイヤルプラザビルのオーナーの田園興産は、自立支援居宅協力者の会のメンバー。

近年、ロイヤルプラザに空室が目立つようになった。

現在、抱樸がサブリースし、支援付き住宅等として活用している。



※北九州市の現状⇒人口減少⇒空き家の増加

北九州市の2018年10月時点の空き家率⇒15・8%

全国の政令市ワースト2 7万9300戸が空き家

生活支援付住宅(既存・非制度)55室 ごちゃませ型支援付き住宅「プラザ抱樸」

◆プラザ抱樸の施設概要

- ①鉄筋コンクリート8階建 耐震、耐火構造建築物
- ②居室面積21.5㎡(6.5坪)、風呂、トイレ、台所、冷暖房付き、
- ③一階 現在のビデオレンタル店(282㎡)を今後改修し、福祉事業を実施。
- ④現在90室借り上げ(一部屋管理人室)

◆支援体制

- ①管理人常駐 1名
- ②24時間相談受付
- ③相談支援員配置 1名
- ④債務保証会社による家賃見守りとオートコール活用

◆支援付き住宅入居費用費用

- ①家賃:29,000円(生活保護基準)
- ②公益費:6,050円(水道料・給湯料・町費)
- ③生活支援費:2,200円
- ④OFI賃貸保証料(継続):350円(初回の1%)
- ⑤その他初期費用
敷金:58,000円(家賃2か月分)
OFI賃貸保証料(初回):35,050円(家賃+公益費)



支援内容と実績

①就労支援・定着支援

2020年度離職者21名、再就職者26名
職場との連携・・・無断欠勤時の訪問確認

②住居支援

相談対応 近隣トラブル対応
大家や管理会社との連携
転居支援・・・転居59名の支援

③福祉事務所等の連携による支援

保護CWとの協働

④健康・保険支援

健康状況の把握と助言。
受診同行、服薬管理、病院との情報共有

⑤親族・地域との交流支援

親族との連絡、再会支援
地域住民(民生委員含む)との交流支援

⑥他法活用による支援

年金の受給申請、雇用保険、傷病手当申請
障がい者手帳の取得支援

⑦法律・人権支援その他

債務の法律相談、逮捕拘留時の弁護士連携
(定着支援センターとの連携)

⑧定期訪問

データベース3ヶ月記載なし基準)

いつでも相談できる体制

買物同行 孤食防止・・・「お昼ご飯を一緒に支援」

⑨互助会連携

世話人会が、行事カレンダー等を毎月 訪問配布
葬儀は、互助会葬で実施

⑩看取り等支援

自立の5本柱

「自立した者は一人で死なない、一人で死なせい」

葬儀社連携、宗教の連携(葬儀、納骨)

(路上7割、自立後5割で無縁仏)

⑪金銭管理支援

アディクション対応(ギャンブルやアルコールなど)

本人同意前提で金銭管理実施

定期来所はケアのチャンス

自立支援法の「家計支援」とは違う

⇒後見人の手前を支援

昨年の年間対応件数14,212件 (369名)

日常的金銭管理221名

(毎日3名、週3回4名、週2回13名、週1回80名、月3回2名、月2回54名、月1回40名、その他23名)

プラザ抱樸入居者一覧

(2020年4月現在※網掛けは退去者)

番号	年齢	性別	収入源	属性	障がい	就労	
1	50代	男	就労	生活困窮		一般就労	
2	80代	男	生保	高齢・HL			
3	20代	男	親仕送り・就労	障がい	精神2級	障がい就労	
4	20代	女	生保	障がい・HL	精神2級	一般就労	退去
5	70代	男	生保	障がい・高齢・HL	療育B2		
6	40代	男	生保・年金	障がい	療育B2・精神3級		退去
7	60代	男	年金	高齢・HL			
8	70代	男	生保	高齢・HL			退去
9	40代	男	生保	障がい・HL	療育B2		
10	80代	女	年金・貯蓄	高齢			
11	40代	男	年金・就労	障がい	療育B2	障がい就労	
12	30代	男	年金・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労	
13	40代	男	生保	HL	突発性難聴		
14	70代	男	年金・生保	高齢・HL			
15	60代	女	年金	障がい・高齢	療育B2		
16	40代	女	貯蓄	障がい・DV	精神2級		
17	70代	男	就労・貯蓄	高齢・生活困窮		自営	
18	60代	男	生保・年金	高齢・HL			
19	70代	男	生保・年金	高齢・HL			退去
20	20代	女	生保・就労	障がい	発達障がい	障がい就労	
21	60代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	障がい就労	
22	50代	男	生保・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労	
23	20代	女	生保・就労	障がい・HL・母子	療育B2	障がい就労	
24	70代	男	生保	高齢・HL			
25	50代	女	貯蓄	DV			退去

番号	年齢	性別	収入源	属性	障がい	就労
26	70代	男	生保・年金	高齢・HL		
27	40代	男	生保	HL		
28	40代	男	生保	障がい・HL	精神2級	
29	40代	女	就労	生活困窮・DV		一般就労
30	20代	女	就労・生保	生活困窮		一般就労
31	50代	男	就労・年金	障がい・HL	療育B2	一般就労
32	60代	男	生保	高齢・HL		
33	30代	男	生保	HL		
34	20代	女	就労	社会的養護		一般就労
35	50代	男	年金	障がい	身障1級	
36	50代	男	生保・就労	障がい・HL	精神3級	障がい就労
37	70代	男	年金	高齢		
38	50代	男	生保	障がい	身障申請中	
39	70代	男	年金	高齢・HL		
40	50代	男	生保	障がい・HL	療育B2	障がい就労
41	60代	男	年金	障がい・HL	療育B2	
42	60代	男	年金	高齢・HL		
43	50代	男	生保・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労
44	30代	男	生保	障がい	診断中	
45	20代	男	生保・就労	障がい	療育B2	障がい就労
46	10代	女	就労	社会的養護		一般就労
47	70代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	障がい就労
48	10代	男	就労	障がい・社会的養護	療育B2	一般就労
49	60代	女	年金	障がい・高齢	精神2級	
50	20代	女	生保	HL		
51	70代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2・アルコール	障がい就労

プラザ抱樸の特徴:ごちゃまぜ

☞ 制度や属性で人を見ない

- 1、相談経路 法人内33名、他機関18名 ※退去者含む
- 2、男女混合型 男性38名、女性13名
- 3、年齢構成(平均年齢53歳)
10代2名、20代7名、30代3名、40代8名、50代9名、60代8名、70代11名、80代2名
- 4、収入源 生保(半就労含)30名、その他21名
- 5、属性 ホームレス、高齢、障がい、生活困窮、母子、DV、社会的養護など
- 6、就労支援 51名中22名就労(うち一般就労9名)
60歳以下の場合 29名中18名(うち一般就労8名)
※グループホームは12名中11名就労



サブリースモデル事業持続性について

①元々3~3.5万円の家賃物件を2万円でサブリース

②抱樸がサブリース契約

③収益構造ー北九州市の住宅扶助29000円

○サブリース差益⇒9000円（月額）

○生活支援付債務保証⇒2000円（月額）

※一部屋に付11,000円（月額）の生活支援費

※ **55室**のサブリース運用で**年間約726万円**の収入

☞ **事業費と人件費を捻出**

②マッチング支援
「自立支援居宅協力者の会」

NPO法人抱樸 「自立支援居宅協力者の会」

- 2005年「自立支援居宅協力者の会」創設
- 地元不動産事業者が住居喪失者の居住支援をNPOとの連携において実施するための組織
- 福岡県内の61社(北九州市内51、福岡市内10)の不動産事業者が加入
- 主な働きとして
 - ①不動産紹介、②入居後の見守り、
 - ③家賃滞納等の早期発見とNPOへの連絡、
 - ④退去や死去時の残置物処分などに関すること
- 2019年度NPO抱樸が受け付けた住宅に関する相談は約350件
- その内、入居支援をした方が約230人
- 不動産事業者にとっては、NPOからの入居候補者の紹介は収益事業
- NPO法人抱樸の「自立生活サポートセンター」が日常の支援を実施することで、不動産事業者や大家さんは、安心できる状態となっている

自立支援センターまたはNPO担当

- ①本人から物件探しの依頼受付
- ②物件依頼表の作成
入居条件
(家賃、場所、設備、その他希望を確認+今後の支援方針)
- ③当該物件依頼表の送付
・支援の会事業者に一斉FAX
- ⑥物件の検討
・本人の希望重視
- ⑦物件案内の依頼
・複数前提
- ⑧物件見学
(生活相談員および支援スタッフ同行も可)
- ⑨物件・入居日決定および申し込み
- ⑫契約および入居手続き
・今後の支援についての打ち合わせ
- ⑬入居
・引っ越し・家財購入・諸手続き

居宅支援の会(不動産事業者)

- ④物件依頼表の受付
- ⑤物件依頼表に基づく物件(複数件)の送付
・複数事業者から同時に返答
- ⑧下見依頼受付および物件案内
・複数の事業者が担当
- ⑩申し込み受付および大家・保証人協会との交渉
- ⑪契約書作成
- ⑫契約および入居手続き
- ⑬入居の立ち合い
・近隣への紹介等

③生活支援付き債務保証システム

審査で落とさない・生活支援付き債務保障 「債務保証会社」と「NPO抱樸」による生活支援付保証事業

目的

住宅確保要配慮者(生活困窮者)の居住喪失を防ぐため

抱樸と債務保証会社が連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

対象

従来、オーナー・不動産会社のリスクを理由に入居拒否される人々

家賃債務保証会社の審査が通らない層

枠組み

■入居支援・保証人提供(債務保証会社:オリコフォレントインシュア)

⇒オーナー・不動産会社のリスク(滞納や原状回復リスク)を保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチする事で生活支援につなげる

⇒月二回のオートコールにて安否確認。確認できなければ抱樸への連絡。

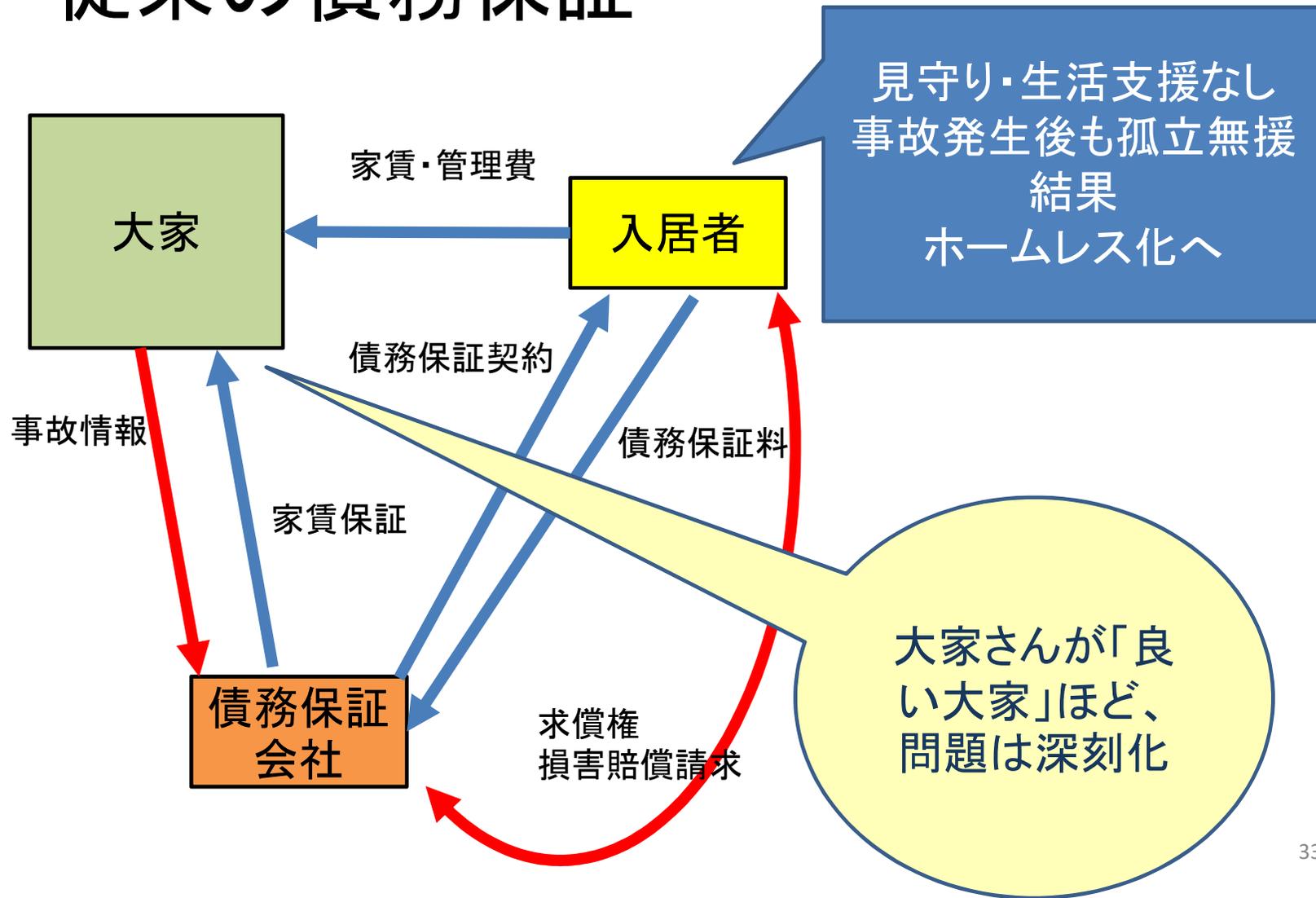
■見守りと生活支援(抱樸)

⇒契約者の相談、見守り、緊急対応を行い、安定的な日常生活へ立て直しを伴走する

■費用 保証会社・・・初回1カ月分 毎月収納する金額の1%の保証料

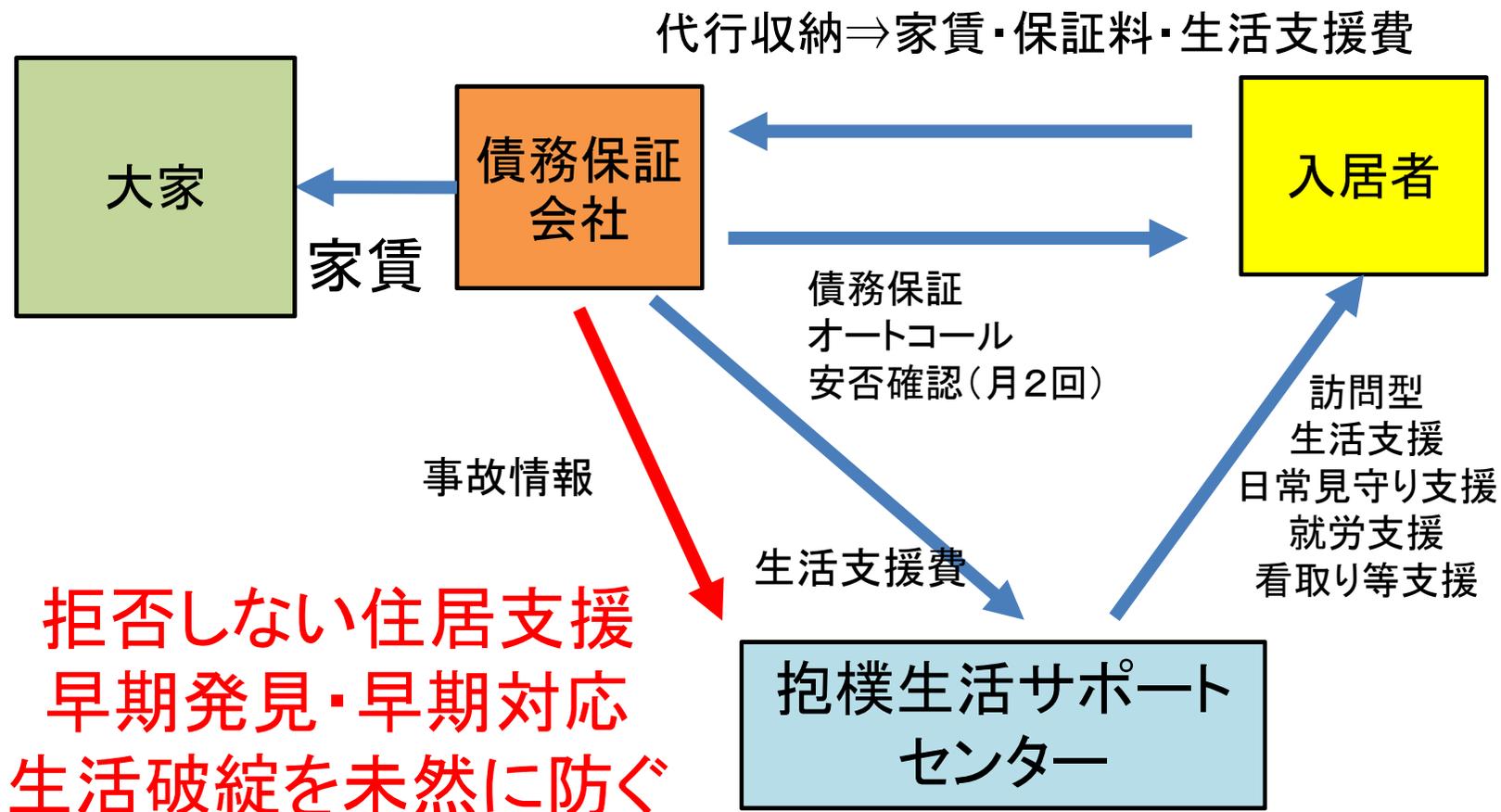
抱樸……………毎月2000円(税抜) の生活支援費

従来の債務保証



今回の事業モデル

保護世帯の場合
北九州市代理納付



④抱樸館北九州

(日常生活支援住居施設30人)

抱樸館北九州



抱樸の設置する施設の意義

- ★無料低額宿泊施設（無低）
- ★日常生活支援付住宅（日住）

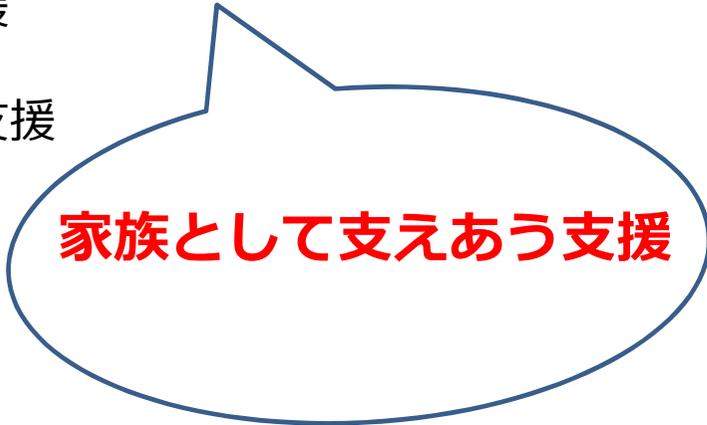
* 無低→制度で分けせず、支援の必要な人は
だれでも受け入れる！

* 日住→2020年10月に開始された新たな制度
である日住をも活用している。

（生保受給者が対象）

支援の具体的内容 = 「家族」としての支援

- ① 清潔保持
- ② 健康に配慮した食事提供
- ③ 見守り支援、病院同行・入院支援
- ④ 金銭管理（必要な方）、買い物支援
- ⑤ 社会的手続き支援
- ⑥ つなぎ、もどし
- ⑦ 存在の支援



家族として支えあう支援

抱樸館北九州の現状

- 総利用者数 96人
- これまでの自立者数 67人
 - 居宅 35人 福祉施設 15人
 - 入院 4人 逝去 10人
 - 自主退去 1人
- 現在の入居者数 28人

※2021年3月末時点

抱樸館北九州入居者現況

年齢層		
20代	1名	3.5%
30代	0名	0%
40代	0名	0%
50代	0名	0%
60代	7名	25%
70代	9名	32%
80代	11名	39.5%
合計	28名	100%

障害・介護等	
療育手帳	7名
身障手帳	2名
精神手帳	2名
介護保険	15名
合計	26名

生計		
生保	16名	57%
年金	3名	11%
生+年	7名	25%
生+就	0名	0%
年+就	2名	7%
貯蓄	0名	0%
合計	28名	100%

平均年齢:73歳



朝の会 ラジオ体操



テレビ鑑賞



なごみカフェ（毎週水曜日）



買い物レクリエーション（月に2回）

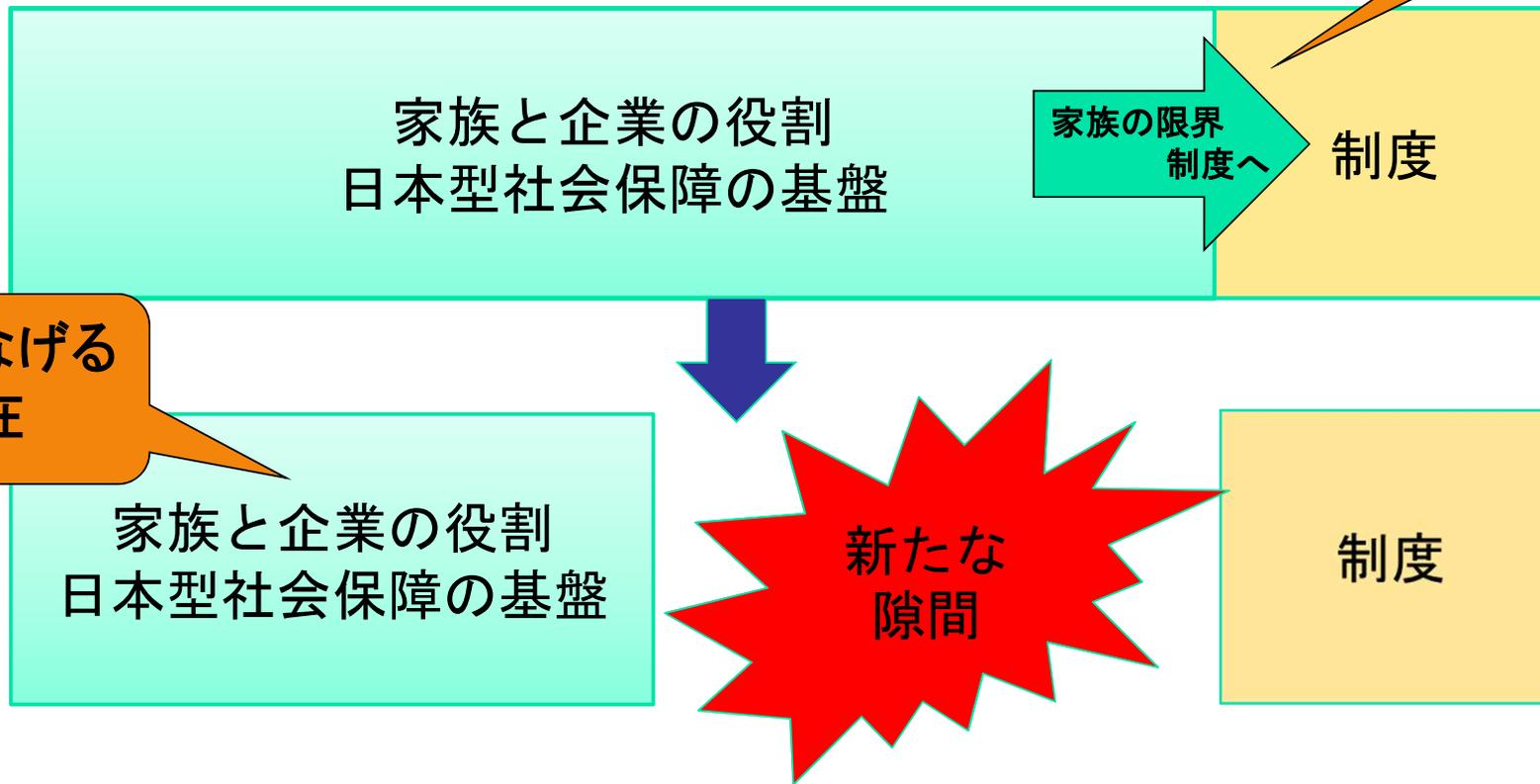
⑤日常生活支援
「地域生活サポートセンター」

(抱樸包括的支援)

(家族機能の社会化)

1)「家族機能の社会化」 制度の隙間と**制度との隙間**

家族による
伴走があった



制度につなげる
家族が不在

家族と企業の役割
日本型社会保障の基盤

NPO抱樸・地域
家族機能の社会化
社会的相続

制度

家族(家庭)モデルの5つの機能

社会保障・・・家族機能の社会化(赤の他人の登場)

①家庭内サービス提供

サービスの提供・・・住居、食事、睡眠、看護、教育、服飾、介護

※この部分の社会化も進行中・・・ファミマお母さん食堂、介護保険

②記憶の装置

記憶・・・アイデンティティとデータベース

③家庭外資源活用一つなぎ・もどしの連続的行使

家族のニーズに応じた社会的資源をコーディネート

もどし機能・・・社会資源淘汰機能

④役割と意味の付与・・・自己有用感確保・相互性の担保 助けられるから助けるへ

⑤何気ない日常(葬儀まで)・・・問題解決ではなく、生活そのもの
日常生活支援と言う新たな分野

※良い社会とは?・・・赤の他人が葬儀を出し合う社会

抱樸型包括ケアシステムへの模索

特徴—三つの組み合わせ

①「専門性と家族機能」の組み合わせ

⇒ フォーマルサービスとインフォーマルサービス

②「解決型と伴走型」の組み合わせ

⇒ 二つの機能

③「支援する側とされる側」の組み合わせ

⇒ 相互性・互助性

地域包括ケア システム



ここが
ある前提

すまい・すまい方・生活
支援など生活基盤
がある



医療介護サービスなど
が効率的・効果的に
提供できる



この前提で葉っぱが青々と茂る？
しかし、その前提が無くなったら、弱くなったらどうする？



抱樸が考える4つの包括

①対象者の包括性

- ☞ 対象者を属性やリスクで見ない。「～者別」を止める。
- ☞ 制度から人を見ない

②サービスの包括性

- ☞ フォーマル・インフォーマルを合わせる
- ☞ 無いものは創る

③時間の包括性

- ☞ 出会いから看取り、そしてその後(葬儀・追悼偲ぶ会)

④地域の包括性

- ☞ 従来の地理的概念を超える
- ☞ 地域をつながりに置き換える

サポートセンター小倉

- ・ 対象者829名(2021年3月末)
- ・ センター退所後、1年間は市委託事業。年間約50名新規
- ・ その後は、NPOが継続サポート。看取りまで。
- ・ 対象者は、稼働年齢層が多く、40代～60代が主。
- ・ 生活全般の支援に加え、就労支援、住居支援など

サポートセンター八幡

いずれにしても金
銭管理や家計支援
のニーズ大

- ・ 対象者255名(2021年3月末)※下関対象者含む
- ・ 自立支援住宅出発後の生活サポート実施
- ・ NPOが単独実施。プロスタッフとボランティアの協働
- ・ 年齢層60代以上(最年長は90歳)
- ・ 相談内容・・・介護関係の相談や対応、健康相談など

支援内容と支援実績

2020年度サポート延相談件数

2020年度 1-3月対応数および 年度総計		小倉(委託)計		小倉(委託外)計		八幡計		総計	
		相談 件数	実人数	相談 件数	実人数	相談 件数	実人数	相談 件数	実人数
就労支援	期今	6	5	13	10	12	10	31	25
	総計	23	18	81	63	63	51	167	132
住居支援	期今	10	8	101	59	93	46	204	113
	総計	123	44	497	261	358	161	978	466
福祉事務所 等との連携 による支援	期今	51	19	181	92	128	67	360	178
	総計	161	67	654	350	507	256	1,322	673
健康・保健支援	期今	29	11	214	96	276	128	519	235
	総計	139	58	765	406	1,055	496	1,959	960
親族・地域 との交流支援	期今	15	8	58	28	52	32	125	68
	総計	24	14	157	94	225	137	406	245
他法活用 による支援	期今	5	5	16	10	76	35	97	50
	総計	20	16	163	122	225	131	408	269
人権支援 その他	期今	4	4	5	3	4	2	13	9
	総計	26	18	54	33	13	8	93	59
生活相談支援	期今	60	30	380	268	390	194	830	492
	総計	186	114	1,290	914	1,844	817	3,320	1,845
貴重品・ 金銭管理支援	期今	214	53	1,713	408	1,441	226	3,368	687
	総計	868	187	7,766	1,675	5,615	925	14,249	2,787
合 計	期今	394	143	2,681	974	2,472	740	5,547	1,857
	総計	1,570	536	11,427	3,918	9,905	2,982	22,902	7,436

自立継続率は北九州で約9割

2021年3月末現在

センター退所時の就労率 56.1%



2020年度 3月	小倉			八幡			総計		
	実数（内女性）	増減	%	実数（内女性）	増減	%	実数（内女性）	増減	%
就労	304 [20]	▲ 7	24.7%	71 [20]	▲ 2	14.7%	375 [40]	▲ 9	21.9%
生活保護	151 [13]	▲ 2	12.3%	78 [15]	▲ 3	16.2%	229 [28]	▲ 5	13.4%
生活保護(求職)	61 [3]	0	5.0%	16 [7]	0	3.3%	77 [10]	0	4.5%
生活保護(入院)	20 [2]	0	6.0%	6 [1]	0	1.2%	26 [3]	0	1.5%
生活保護(施設)	106 [3]	0	8.6%	12 [3]	0	2.5%	118 [6]	0	6.9%
生活保護(年金)	62 [9]	▲ 2	5.0%	21 [5]	1	4.4%	83 [14]	▲ 1	4.8%
他法自立等	96 [6]	21	7.8%	35 [6]	5	7.3%	131 [12]	26	7.6%
求職	14 [0]	▲ 1	1.1%	5 [3]	2	1.0%	19 [3]	1	1.1%
入院	4 [1]	0	0.3%	6 [0]	0	1.2%	10 [1]	0	0.6%
帰郷	11 [2]	▲ 1	0.9%	5 [3]	0	1.0%	16 [5]	▲ 1	0.9%
小計	829 [59]	8	67.3%	255 [63]	3	52.9%	1084 [122]	11	63.3%
野宿・不明	165 [6]	1	13.4%	34 [6]	0	7.1%	199 [12]	1	11.6%
逝去	237 [3]	1	19.3%	193 [12]	0	40.0%	430 [15]	1	25.1%
計	1231 [68]	10	100.0%	482 [81]	3	100.0%	1713 [149]	13	100.0%

⑥地域互助会

出合いから看取りまで
おおきな家族

NPO法人抱樸 地域互助会

家族機能の社会化—地域共生社会

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ





葬儀は、家族機能の最たるもの

☞ 葬儀を地域で行う

☞ 家族機能の社会化

☞ 本人の人生達成

▼ 誰が看取ってくれるか？

☞ 入居拒否の解消(居住問題)



葬儀は家族機能そのもの
赤の他人が葬儀を出し合う社会⇒地域共生社会
家族機能の社会化



この写真の全員が赤の他人。
葬儀の実施と互助会による残置物処理により、大家の貸し渋りがなくなった。
(高齢単身者に部屋を貸したくない⇒大家の8割)



今後の居住支援のポイント

包括的居住支援に必要な4つのパートとポイント

現金(家賃)給付

- ①一定収入以下の世帯対象
- ②補助期間の有無
- ④大家の収入安定で終わる
 - ・大家の負担?
- ③財源問題
 - ・生活保護単給
 - ・他の制度創設
- ⑤市場住宅活用
 - ・コントロール不可
 - ・入居拒否をどう防ぐ
- ⑥大家の不安解消なし
 - ・見守りなし
 - ・相談先なし
 - ・死後事務等なし
 - ・地域参加等支援なし

現物給付(住宅確保)

- ①空き家活用
 - ・入居を拒否しない枠組み
 - ・一般住宅、公営住宅、UR
- ②市場からの分離一借り上げ
 - ・日本型社会住宅
 - ・誰が管理者か(コモンズ共同管理)
 - ・大家家賃引き下げが前提
 - ⇒支援付きのため安心して貸せる
- ③「社会住宅協会」設立
 - ・社会住宅の借上受け皿
 - ・物件管理保全
 - ・低廉家賃で借上
 - ・生活扶助程度で転賃
 - ・差額収益
 - 1) 物件管理
 - 2) 生活支援費
- ④今後寄付や遺贈が増加する
- ⑤税制優遇措置

サービス給付

- ①家族機能の社会化
 - ・相談(入居者・当事者)
 - ・見守り
 - ・日常生活支援
 - ・入居支援・転居支援
- ②社会参加支援(孤立防止)
 - ・地域づくりと地域参加
- ③制度へのつなぎ・もどし
 - ・制度の活用
- ④居住支援法人の活用
 - ・人材育成
 - ・居住支援事業の委託

地域居住支援センター(トータルコーディネーター:居住ケアマネ)

- ①居住支援協議会を再編成 OR ②基礎自治体に設置 OR ③生活困窮者自立支援制度の強化 OR ④認定居住支援法人

現金給付は大家
保護に終わる（家賃保護）
対象者：自立性が高い

公費投入

支援費

サブリース差益

家賃

住宅手当

家賃

家賃

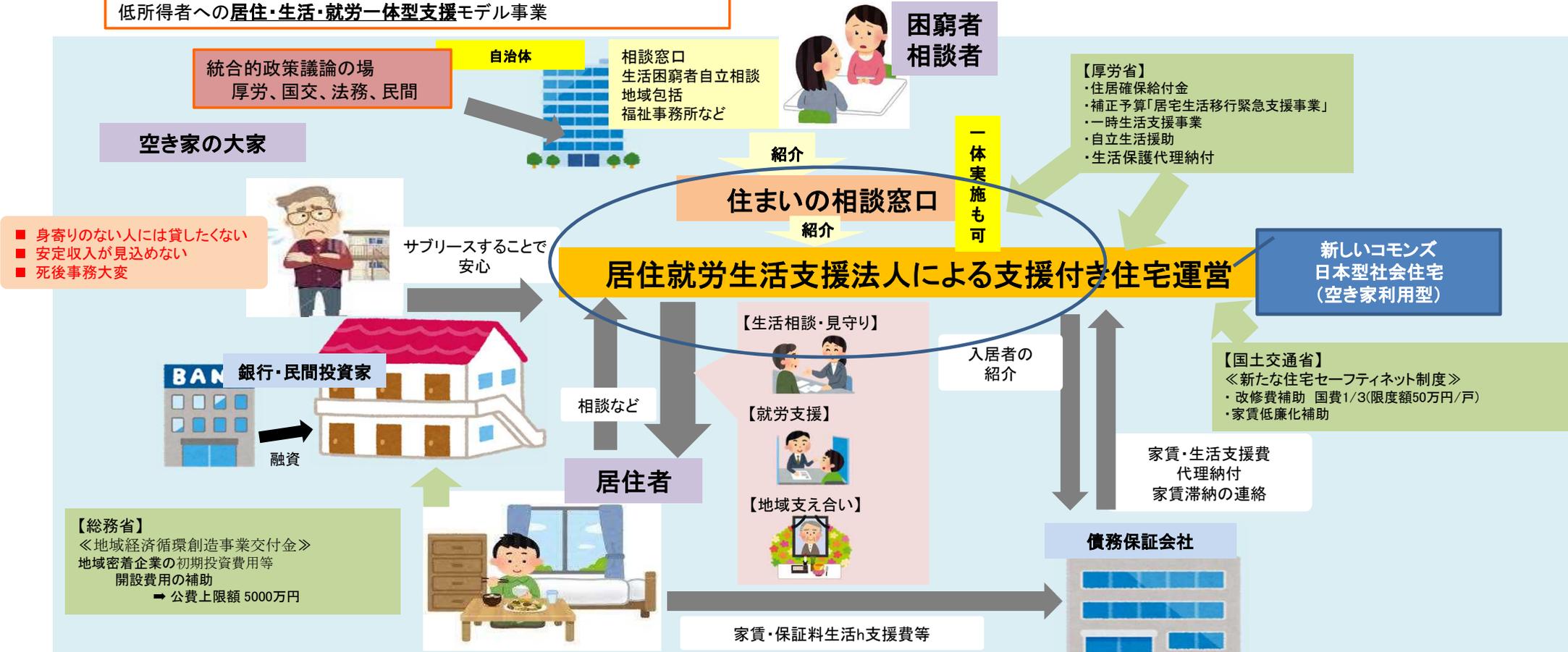
ケアの現物給付（支援費負担）
対象者…居住支援必要

現金給付が必要な人は現金給付
現金給付は、大家の家賃保障におわり、
支援が必要な人にとっては住宅確保に過ぎない。
しかし、問題は日常生活支援が人
つまり、家族機能の社会化の必要（制度以前）
この支援（費）を公費（現金給付の枠組み）で賄い、
さらにサブリースを基礎とすることで
家賃差額が支援費に当たられる。

近い将来、空き家活用型の日本型社会住宅（コモンズ）を創造する。

- 「居住支援法人」が中心となり、地方自治体、金融機関、地域の互助会等と連携し、アパート全体（一部）の借上げや、生活支援等により家賃滞納等のリスクを軽減するなど、大家が拒否しない居住支援の仕組みを構築する。各種支援や互助会による助け合い等を通じて、居住・生活・就労支援を一体的に支援し、社会の担い手として再就職につなげるまで一気通貫のサポート体制を実現する。

居住支援法人を中心とした
低所得者への居住・生活・就労一体型支援モデル事業



居住就労生活支援法人の働き

大家の安心確保: アパート一棟(もしくは一部)借上げ→サブリースし、債務保証会社と連携することで安定した家賃収入と入居者管理の手間を削減する。

居住者の安心確保: 見守り支援や就労支援など、自立までの生活を一貫して支援し、リフォームされた安心安全な住まいへの入居を可能にする。

関係性の貧困の解消: 互助会の見守り・助け合いにより、社会の一員としての生活を可能にする

全国居住支援法人協議会の取組み

2019年6月29日居住支援法人の全国組織設立

代表呼びかけ人



村木 厚子

元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授

福祉にかかわる人々から、高齢者にとって必要なものは「安心できる居場所」「味方」「誇り」だと聞きます。刑務所出所者の支援をする矯正・保護関係の人々から、立ち直りに必要なものは「居場所」と「出番」だと聞きます。両者に共通するのは「居場所」です。単なる「住居」でなく「居場所」を創るために、全国居住支援法人協議会は、「居宅と暮らしの一体的な支援」を目指します。皆様のご支援・ご協力を心からお願いいたします。



三好 修

株式会社三好不動産社長
全国賃貸住宅経営者協会連合会会長

近年、加速するITやAI化により変化する社会構造や法律改正の中で外国人労働者受け入れ拡大や少子高齢化が一段と進み、身寄りのない高齢者や外国人は住まいの確保が困難となる問題が絶えずあります。その一方で民間賃貸住宅の家主は時代とともに空室という問題を抱えており、私達はこの両者の間に立ち、皆様のご協力のもと、多様な問題を解決する仕組みを構築して参ります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



奥田 知志

NPO 法人抱樞理事長
生活困窮者全国ネットワーク共同代表

ホームレス支援に携わって30年が過ぎました。住まいをなくすことがどれだけ過酷であるかをつぶさに見てきました。家を失うとは、社会生活の基盤失うことであり、「ホーム」と呼べる「つながり」を失うことです。「畳の上で死にたい」とおっしゃっていたおやじさんが、アパート入居後「俺の最期は誰が看取ってくれるだろうか」とつぶやかれたことが忘れられません。「全国居住支援法人協議会」が発足します。住宅確保が困難な人が増える中、「住まい（ハウス）と暮らし（ホーム）」を一体的に支える仕組みが必要です。居住支援法人の役割は重要です。ご参加ください！共生社会を創造しましょう！

会員登録のお願い

会員種別および年会費

1号会員（総会議決権有）：1口 30,000円

2号会員（総会議決権無）：1口 10,000円

賛助会員：団体1口 50,000円

個人1口 3,000円

<会員種別>

1号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有する。

2号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有しない。

賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助・後援する者又は事業成果等の情報の提供等を受けようとする者で、別に定める会費を納めた法人又は個人。

<振込先>

城南信用金庫 営業部本店

普通預金 口座番号 859992

口座名義 一般社団法人全国居住支援法人協議会

代表理事 奥田知志

フリガナ シャ/ゼノクキヨシ ヲウエンホジツンキヨ

※振込手数料はご負担くださりますよう、お願い申し上げます。

● お問い合わせ ●

一般社団法人 全国居住支援法人協議会
(略称：全居協)

事務局所在地：〒169-8527
東京都新宿区大久保 2-2-6

ラクアス東新宿

(バルシステム生活協同組合連合会内)

TEL：03-6273-8660 FAX：03-3232-6536

E-mail：info@zenkyokyou.jp

URL：https://www.zenkyokyou.jp



一般社団法人
全国居住法人支援協議会

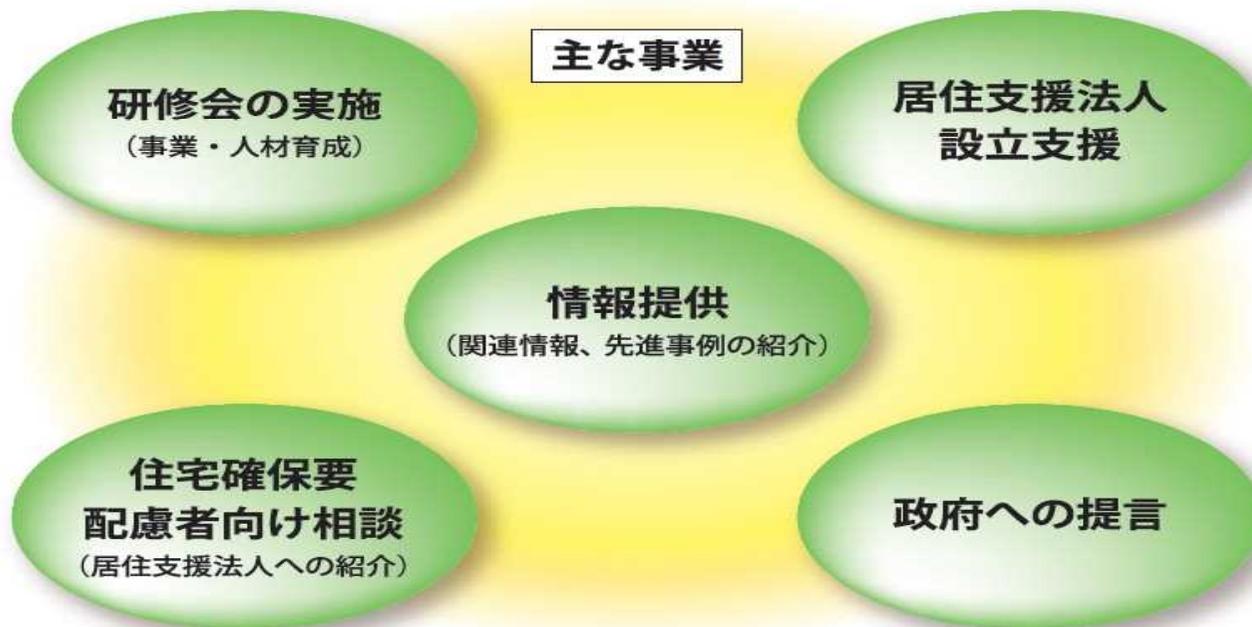
入会のご案内



交流と研鑽、横断的な連携で 居住支援法人の発展を支えます

一般社団法人 全国居住支援法人協議会は、全国住居確保が困難な生活困窮者向けの事業を実施する団体等の相互の交流と研鑽の機会を提供し、国土交通省（住宅セーフティネット制度）および厚生労働省（生活困窮者自立支援制度）が横断的に連携できる枠組みを構築する協議会として、設立されました。

ぜひ会員として参加をご検討いただき、活動をご支援、ご協力くださりますよう、お願い申し上げます。



事業目的（定款より）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援業務に関する情報共有、同業務の質の向上、同業務の持続的活動支援及び居住支援法第40条に規定する法人相互の連携強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
- (2) 行政への政策提言、要望に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者、メディアへの情報提供、啓発に関わる事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

【対象】

居住支援法人および居住支援法人を目指す団体

【主な活動（会員特典）】

- ①全国研修会実施（居住支援法人の事業・人材育成）
- ②情報提供（各省庁の居住に関する情報、居住支援法人事業の紹介）
- ③住宅確保要配慮者向け相談（居住支援法人へのつなぎ）
- ④居住支援法人向けの相談・講師紹介
- ⑤政府への提言
- ⑥居住支援法人設立支援

【発足準備会メンバー】

村木厚子
（元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授）
三好修
（三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長）
奥田知志
（NPO 法人抱機理事長、生活困窮者全国ネットワーク共同代表）
高橋紘士
（東京通信大学人間福祉学部教授、高齢者住宅財団前理事長）
北岡賢剛
（社会福祉法人グロー理事長）
大月敏雄
（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授）
芝田淳
（NPO 法人やどかりサポート鹿児島理事長、司法書士）
石田敦史
（バルシステム連合会代表理事理事長）
那珂正
（高齢者住宅財団理事長）
西澤希和子
（株式会社あんど代表取締役共同代表）

一般社団法人
全国居住支援法人協議会

共同代表

村木 厚子（元厚生労働事務次官）
三好 修（三好不動産社長、
全国賃貸住宅経営者協会連合会会長）
奥田 知志（NPO法人抱樸理事長）

居住支援法人 標準テキスト



一般社団法人 全国居住支援法人協議会